

令和6年度調剤報酬改定ポイント

作成日：2024年2月19日

調剤技術料



変 調剤基本料

- ・ 賃上げで全体的に点数UP(3点)
- ・ 基本料2の範囲拡大
- ・ 特別調剤基本料⇒A・Bに分割
- ・ 敷地内薬局は後発・地域支援・薬剤料等減算

調基1	42⇒45点
調基2	26⇒29点
調基3イ	21⇒24点
調基3ロ	16⇒19点
調基3ハ	32⇒35点
特調基A	7⇒5点
特調基B	7⇒3点

変 地域支援体制加算

- ・ 点数大幅ダウン (-7点)
- ・ 地域支援体制加算1,2要件厳格化
- ・ 実績に小児特定加算追加
- ・ 施設要件にOTC48
- ・ 施設要件に緊急避妊薬
- ・ 集中度85%の場合は後発70%へ
- ・ 敷地内禁煙およびタバコ販売×

地域支援1	37⇒32点
地域支援2	47⇒40点
地域支援3	17⇒10点
地域支援4	39⇒32点

後発医薬品調剤体制加算

- ・ なーんも変更ナシ(やったね)

変 連携強化加算 (2点⇒5点)

- ・ 要件一部変更(×地域支援体制加算)
- ・ 第二種協定指定医療機関指定、情報通信機器体制等追加

新 医療DX推進体制整備加算 (4点/月1回)

- ・ オンライン資格確認や電子処方箋の体制
- ・ マイナ保険証受付実績必要

薬剤調製料

変 嚥下困難者製剤加算

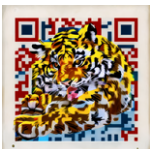
- ・ 自家製剤加算へ一本化(廃止)

変 自家製剤加算

- ・ 嚥下困難者製剤加算も内包
- ・ 供給困難品の場合も算定可(カロナール錠粉碎等)

在宅関連

在宅関連の情報は情報量が多いため、以下のQRコード



を読み取るもしくは

[こちらをクリック](#)

<https://kuruyaku.tokyo/>

薬学管理料



調剤管理料

新 医療情報取得加算

- ・ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算が名称変更
- ・ 点数要件は変更なし

変 重複投薬・相互作用等防止加算

- ・ 残薬調整の場合の点数が変更(30⇒20点へ)

変 服薬管理指導料

- ・ 特定(かかりつけの代理)の範囲拡大

変 特定薬剤管理指導加算1

- ・ ベタ取り不可(新規・変更時のみ)
- ・ イ(新規)：10点
- ・ ロ(変更時)：5点

新 特定薬剤管理指導加算3 (5点)

- ・ RMP資材の活用(3-イ)
- ・ 選定療養等の説明(3-ロ)

変 麻薬管理指導加算

- ・ 算定要件に一部追加

変 かかりつけ薬剤師指導料

- ・ 吸入指導加算の併算定可
- ・ 24時間の文言削除

変 服薬情報等提供料

- ・ 服薬情報等提供料2の算定要件変更 点数は
⇒患者への情報提供では算定不可に 20点のまま

新 調剤後薬剤管理指導料 60点のままで 点数変更なし

- ・ 調剤後薬剤管理指導加算から名称変更
- ・ 心不全も対象に
- ・ 糖尿病は薬剤縛りが消えた
- ・ かかりつけ薬剤師も併算定可

その他



- ・ 容器代の返還不要に



- ・ 書面揭示事項のウェブサイトへの掲載
(小さい薬局、ウェブサイト作る余裕ある?)